



農業委員・農地利用最適化推進委員 報酬改定（案）

守谷市農業委員会事務局



[現状] 農業委員等の基本報酬額

新制度に移行済の市町村（茨城県県南地区）の状況

【基本報酬額／月額】

市町村	会長	会長代理	委員	推進委員
守谷市	57,000円	50,500円	48,600円	45,600円
取手市	62,000円	54,000円	52,000円	49,000円
利根町	48,000円	38,000円	34,000円	30,000円
土浦市	77,000円	61,000円	60,000円	52,000円
龍ヶ崎市	50,000円	46,000円	45,000円	42,000円
牛久市	64,000円	57,000円	52,000円	42,000円
阿見町	53,000円	45,000円	42,000円	40,000円
河内町	47,000円	43,000円	41,000円	28,000円
つくばみらい市	59,000円	54,000円	52,000円	49,000円



[現状] 農業委員等の活動（主な役割）

凡例：○6条1項・3項法定，◎6条2項法定（最適化）△任意，▲任意(当番制)，×なし

活動事項	頻度・内容	農業委員	推進委員
定例総会	月1回，農地の権利移動，転用の許認可等の審議	○	△
小委員会	月1回（当番制），許認可に伴う現地調査・確認等	▲	▲
農業経営の合理化	随時，青色申告の推進，家族経営協定の推進	○	△
研修会等への参加	年数回，農業会議，茨城県主催の研修会等	△	△
利用状況調査	農地の利用状況の確認（毎年8月に全国一斉実施）	◎	◎
人・農地プランの関与，話し合い	随時，人・農地プラン座談会，集落説明会	◎	◎
担い手への利用集積	随時，農地の出し手と受け手のマッチング，戸別訪問	◎	◎
遊休農地の発生防止・解消	随時，農地パトロール，遊休農地所有者への対応	◎	◎
新規参入の促進	随時，新規就農者の確保・育成	◎	◎



報酬改定（上乗せ報酬）の目的

農地利用の最適化の推進（農業委員会等に関する法律第6条第2項事務）が必須業務となり、農業委員会の積極的な活動を支援するため、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、農業委員及び農地利用最適化推進委員に上乗せ報酬として支給するものである。

報酬上乗せの対象・積算方法

○ 活動に対する報酬

- ・月1日以上農地利用最適化に関する活動（前頁◎印）を実施した委員に対して、6千円（月額）を上乗せできる。ただし、活動記録簿の農地利用最適化推進活動欄に記載がない場合は対象外。

○ 成果に対する報酬（①担い手への農地集積分，②遊休農地解消分）

- ・委員の人数×14千円×12月×（評価点÷9点） ※最高13点，最低0点

①担い手への農地集積の成果分

農地集積の増加面積について、単年度目標面積（守谷市30.9ha）に対する達成度

達成度が130%以上（40.2ha以上） 評価点13点（最高点）

達成度が120%以上（37.1ha以上） 評価点11点

達成度が110%以上（34.0ha以上） 評価点 9点

達成度が100%以上（30.9ha以上） 評価点 7点

達成度が90%以上（27.8ha以上） 評価点 6点



達成度が 80%以上 (24.7ha以上)	評価点 5点
達成度が 70%以上 (21.6ha以上)	評価点 4点
達成度が 60%以上 (18.5ha以上)	評価点 3点
達成度が 50%以上 (15.5ha以上)	評価点 2点
達成度が 40%以上 (12.4ha以上)	評価点 1点
達成度が 40%未満 (12.4ha未満)	評価点 0点 (最低点)

②遊休農地発生防止・解消の成果分

遊休農地の解消面積について、単年度目標面積 (守谷市 7ha) に対する達成度

達成度が130%以上 (9.1ha以上)	評価点13点 (最高点)
達成度が120%以上 (8.4ha以上)	評価点11点
達成度が110%以上 (7.7ha以上)	評価点 9点
達成度が100%以上 (7.0ha以上)	評価点 7点
達成度が 90%以上 (6.3ha以上)	評価点 6点
達成度が 80%以上 (5.6ha以上)	評価点 5点
達成度が 70%以上 (4.9ha以上)	評価点 4点
達成度が 60%以上 (4.2ha以上)	評価点 3点
達成度が 50%以上 (3.5ha以上)	評価点 2点
達成度が 40%以上 (2.8ha以上)	評価点 1点
達成度が 40%未満 (2.8ha未満)	評価点 0点 (最低点)



報酬上乘せ額の事例

○活動実績の例（上乘せ額／年額）

（例１）月１日以上、全員が最適化の活動を実施した場合（最高額）

年間延べ月数 228月（19人×12月）

6,000円×228月 = 1,368,000円（1人平均72,000円）

（例２）最適化の活動月（年間延べ月数／19人）が、114月（例１の半数）の場合

6,000円×114月 = 684,000円（1人平均36,000円）

○成果実績（担い手への集積）の例（上乘せ額／年額）

（例１）集積の増加面積の達成度が130%の場合（最高額）

19人×14,000円×12月×1.44=4,596,480円（1人平均241,920円）

（例２）集積の増加面積の達成度が40%の場合（想定額）

19人×14,000円×12月×0.11=351,120円（1人平均18,480円）

○成果実績（遊休農地解消）の例（上乘せ額／年額）

（例１）遊休農地解消の達成度が130%の場合（最高額）

19人×14,000円×12月×1.44=4,596,480円（1人平均241,920円）

（例２）遊休農地の達成度が40%の場合（想定額）

19人×14,000円×12月×0.11=351,120円（1人平均18,480円）

※交付金の最高額は、（例１）活動実績＋成果実績（担い手への集積）＋成果実績（遊休農地解消）の合計額となり、10,560,960円（1人平均／年額 555,840円）

※交付金の想定額は、（例２）活動実績＋成果実績（担い手への集積）＋成果実績（遊休農地解消）の合計額となり、1,386,240円（1人平均／年額 72,960円）



昨年度の活動実績

○平成29年度（4月～3月） ※農業委員・推進委員の活動記録簿による実績

項目	年間活動日数（1人当り平均）	交付金の対象
定例総会	12日	毎月
小委員会	4日	当番制
利用状況調査	<u>0.5日</u>	農地利用最適化交付金対象
人・農地プラン，話し合い	<u>0.5日</u>	農地利用最適化交付金対象
担い手への利用集積	<u>1日</u>	農地利用最適化交付金対象
遊休農地の発生防止・解消	<u>2日</u>	農地利用最適化交付金対象
新規参入の促進	<u>0日</u>	農地利用最適化交付金対象
研修会等への参加	6日	

⇒農地利用最適化交付金対象は，年間（1人）4日，約0.33日／月 ※給付するには活動不足

昨年度の成果実績

担い手への農地利用集積面積（平成29年度） 1.6ha（達成率40%未満）

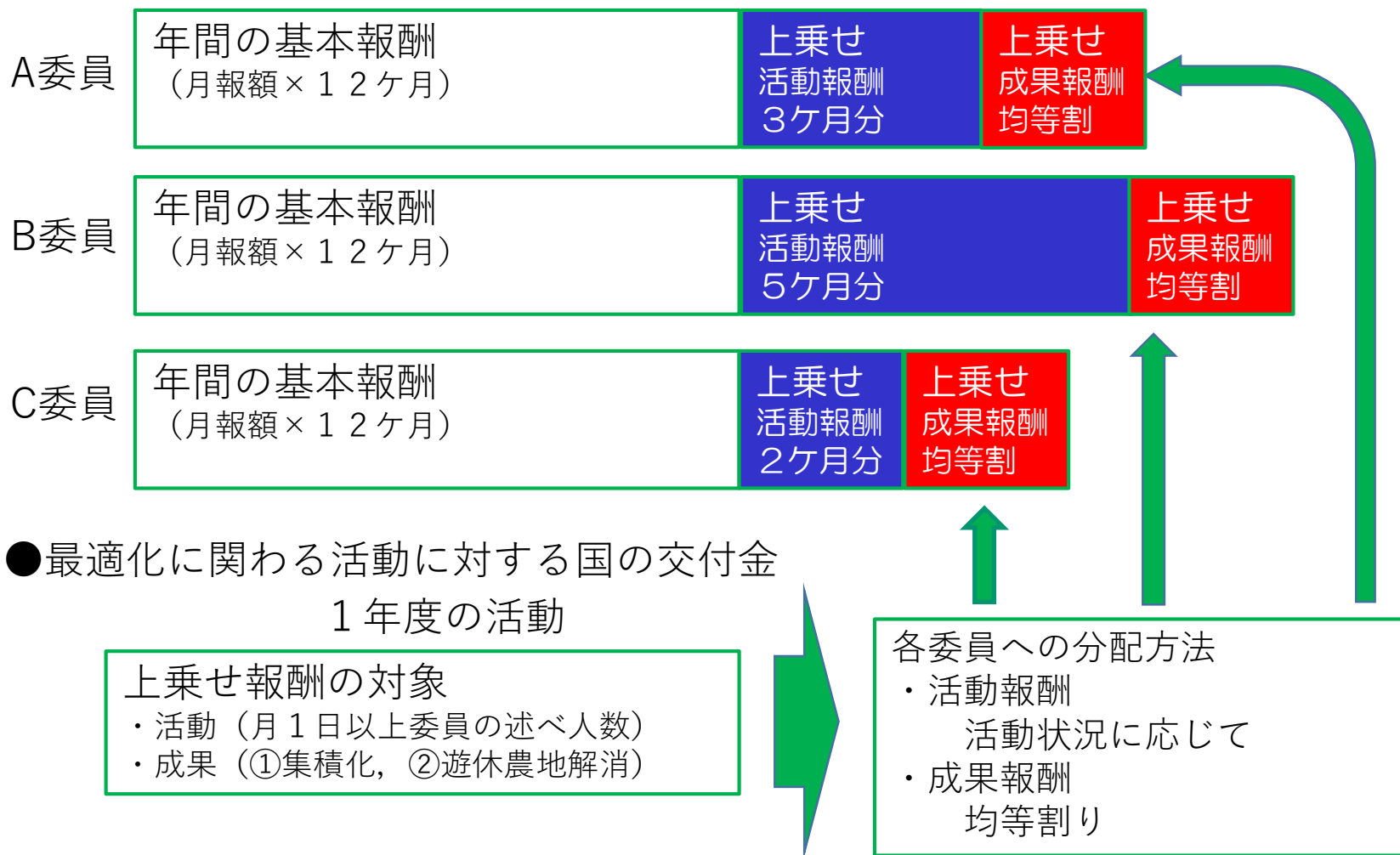
（11月以降の集積面積は農業委員会が斡旋したものでなければカウントできないため除く）

遊休農地の解消面積（平成29年度） 1.86ha（達成率40%未満）



上乘せ報酬のイメージ

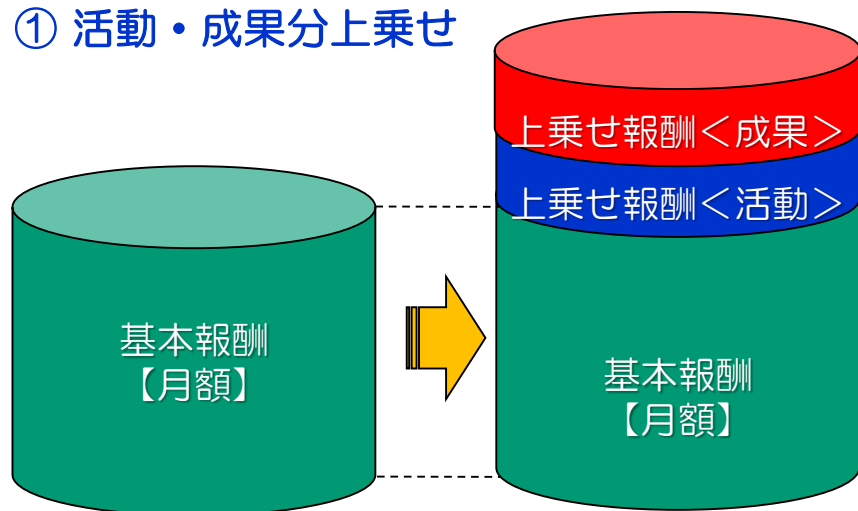
- 各委員の報酬 毎月21日支給 年度末支給



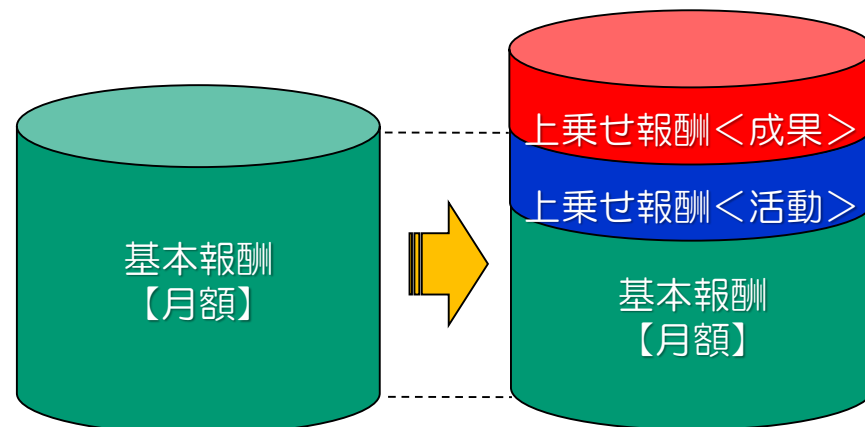


報酬改定の方向性分類 ～上乘せの考え方

① 活動・成果分上乘せ



② 成果分のみ上乘せ



	問題点	国方針 整合性
①	報酬額が上がるので、現在の活動内容を充実させる必要がある。	○
②	基本報酬を減額することになるので、毎月上限額6千円に相当する活動を実施しなければならない。	×



報酬条例改正の状況＜茨城県県南地区＞

- 平成30年 稲敷市, かすみがうら市, つくば市, 石岡市, 美浦村
- 平成29年12月 取手市, 利根町
- 平成29年 6月 土浦市, 龍ヶ崎市, 牛久市
- 平成29年 3月 阿見町
- 平成29年 2月 河内町

※ 茨城県県南地区市町村制定（今後制定も含）済（86％） 【つくばみらい市未定】

報酬改定の方方向性分類 ～上乘せの考え方 ＜茨城県県南地区（報酬条例改正済）＞

市町村	方向性分類
取手市	① 活動・成果分上乘せ
利根町	① 活動・成果分上乘せ
土浦市	① 活動・成果分上乘せ
龍ヶ崎市	① 活動・成果分上乘せ
牛久市	② 成果分のみ上乘せ
阿見町	① 活動・成果分上乘せ
河内町	① 活動・成果分上乘せ



昨年度最適化交付金実績額＜茨城県県南地区＞

市町村	活動実績	成果実績	合計額
取手市	1,506,000円	2,912,000円	4,418,000円
利根町	930,000円	2,240,000円	3,170,000円
土浦市	200,000円	0円	200,000円
龍ヶ崎市	474,000円	392,000円	866,000円
牛久市	888,000円	2,063,000円	2,951,000円
阿見町	1,236,000円	4,480,000円	5,716,000円
河内町	1,296,000円	2,352,000円	3,648,000円

報酬改定額と上乗せ方法・対象 《守谷市（案）》

○守谷市農業委員会の改定額（案①）

	上乗せ方法	対象
【改定前】会長57,000円 代理50,500円 委員48,600円 推進委員45,600円 【改定後】会長57,000円 代理50,500円 委員48,600円 推進委員45,600円	規則により上乗せ 活動は、上限額（6千円／月） ×活動月数（1日以上の農地利 用最適化活動を対象） 成果は、交付金の総額÷活動 手当受給対象委員数で配分 ・・・方向性分類 ①	【活動実績】農地利用最適化に該 当する活動（毎月1日以上） ※活動記録簿の農地利用最適化推進活動 欄に記載がない場合は対象外 【成果実績】単年度目標に対して の担い手への集積率及び遊休農地 の解消率による評価点

○守谷市農業委員会の改定額（案②）

	上乗せ方法	対象
【改定前】会長57,000円 代理50,500円 委員48,600円 推進委員45,600円 【改定後】会長51,000円 代理44,500円 委員42,600円 推進委員39,600円	規則により上乗せ 活動は、上限額（6千円／月） ×活動月数（1日以上の農地利 用最適化活動を対象） 成果は、交付金の総額÷活動 手当受給対象委員数で配分 ・・・方向性分類 ②	【活動実績】農地利用最適化に該 当する活動（毎月1日以上） 毎月全員が1日以上活動（活動し ない場合はマイナス）※活動記録簿 の農地利用最適化推進活動欄に記載がな い場合は対象外 【成果実績】単年度目標に対して の担い手への集積率及び遊休農地 の解消率による評価点

⇒農地利用最適化交付金対象活動が不足している現状と国方針及び他市状況から、案①が妥当



スケジュール（案）

○ 報酬基準改正

平成30年 1月

2月

3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

平成31年 1月

2月

3月

4月

方針検討

報酬改定案作成
農業委員・農地利用最適化推進委員説明

特別職報酬等審議会（諮問）・庁議

定例会議会
（条例改正）

定例会議会
（条例改正・補正予算）

平成31年度予算編成

現委員に対し
新報酬基準
により委員会
を運営

案A（採用予定）

案B

新委員に対して新報酬基準により委員会を運営

○ 委員改選

募集期間・審査基準等検討

募集（公募）

審査（内部審査会）

定例会議会（委員選任）



報酬改定額と上乗せ方法 《他市状況（１）》

○茨城県内（県南地区）農業委員会の改定額（月額） ※上乗せ分（年額）は年度末支給

自治体名	改定前 基本報酬額	改定後 基本報酬額	上乗せ方法
取手市	会長62,000円 代理54,000円 委員52,000円 委員定数 22人	会長62,000円 代理54,000円 委員52,000円 推進委員49,000円 委員定数 14人 推進委員定数 12人	規則により上乗せ （交付金額－報酬充当分）×当該委員の活動日数÷全ての委員の合計活動日数 ・ ・ ・ 方向性分類 ①
利根町	会長48,000円 代理38,000円 委員34,000円 委員定数 14人	会長48,000円 代理38,000円 委員34,000円 推進委員30,000円 委員定数 8人 推進委員定数 12人	規則により上乗せ （交付金額－報酬充当分）×各委員の活動日数÷すべての委員の合計活動日数 ・ ・ ・ 方向性分類 ①



報酬改定額と上乗せ方法 《他市状況（2）》

○茨城県内（県南地区）農業委員会の改定額（月額）※上乗せ分（年額）は年度末支給

自治体名	改定前 基本報酬額	改定後 基本報酬額	上乗せ方法
土浦市	会長78,500円 代理62,500円 委員61,200円 委員定数 22人	会長77,000円 代理61,000円 委員60,000円 推進委員52,000円 委員定数 12人 推進委員定数 10人	規則により上乗せ （実績係数により上乗せ） 【実績係数の算定方法】 活動率（当該委員の活動日数÷ 全ての委員の活動日数）が5% を超える委員がいない場合、全 体の委員 1.0 5%を超える委員がいる場合 ア 上位7人 1.3 イ ア又はウに該当しない者 1.0 ウ 下位7人 0.7 交付金の総額÷委員の総数× 実績係数 なお、端数が生じた場合は、活 動率が最上位の者（会長が認め る者）に加算する。 ・・・・方向性分類 ① （一部②？）



報酬改定額と上乗せ方法 《他市状況（3）》

○茨城県内（県南地区）農業委員会の改定額（月額）※上乗せ分（年額）は年度末支給

自治体名	改定前 基本報酬額	改定後 基本報酬額	上乗せ方法
龍ヶ崎市	会長50,000円 代理46,000円 委員45,000円 委員定数 22人	会長50,000円 代理46,000円 委員45,000円 推進委員42,000円 委員定数 10人 推進委員定数 11人	規則により上乗せ 活動は、日数に応じて配分 する。 成果は均等割 ・ ・ ・ 方向性分類 ①
牛久市	会長70,000円 代理63,000円 委員58,000円 委員定数 13人	会長64,000円 代理57,000円 委員52,000円 推進委員42,000円 委員定数 13人 推進委員定数 5人	規則なし 上乗せ方法については、 全 て均等割 ・ ・ ・ 方向性分類 ②



報酬改定額と上乗せ方法 《他市状況（４）》

○茨城県内（県南地区）農業委員会の改定額（月額）※上乗せ分（年額）は年度末支給

自治体名	改定前 基本報酬額	改定後 基本報酬額	上乗せ方法
阿見町	会長53,000円 代理45,000円 委員42,000円 委員定数 20人	会長53,000円 代理45,000円 委員42,000円 推進委員40,000円 委員定数 10人 推進委員定数 10人	規則により上乗せ 交付金×当該委員の活動日 数÷全ての委員の延べ活動 日数 ・ ・ ・ 方向性分類 ①
河内町	会長47,000円 代理43,000円 委員41,000円 委員定数 14人	会長47,000円 代理43,000円 委員41,000円 推進委員28,000円 委員定数 10人 推進委員定数 8人	規則により上乗せ 均等割を明記 （交付金－報酬充当分＝残 額を均等割） ・ ・ ・ 方向性分類 ①